

四日市市告示第361号

四日市市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金（先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ）交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年 6月11日

四日市市長 森 智 広

四日市市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金（先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ）交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金（先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ）交付要綱（令和2年四日市市告示第85号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増加等の問題が顕在化している中、<u>実質化された人・農地プラン</u>を踏まえた地域の将来を担う中心経営体の育成・確保や担い手の発展の状況に応じて必要となる農業用機械・施設の導入を支援するため、補助金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。ただし、事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者にあつては、認定農業者（農業経営基盤強化促進法</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増加等の問題が顕在化している中、地域の将来を担う中心経営体の育成・確保や担い手の発展の状況に応じて必要となる農業用機械・施設の導入を支援するため、補助金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。ただし、事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者にあつては、認定農業者（農業経営基盤強化促進法</p>

(昭和55年法律第65号)第12条第1項の規定に基づき農業経営改善計画の認定を受けた者。)又は認定就農者(同法第14条の4第1項の認定を受けた者をいう。)に限るものとする。

(1) 実質化された人・農地プラン

(「人・農地プランの具体的な進め方について」(令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「進め方通知」という。))2(1)の実質化された人・農地プランをいい、同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。なお、令和2年度に限り、進め方通知5(1)に基づき公表された工程表(以下、工程表という。)を実質化された人・農地プランとみなす。)に位置付けられた中心経営体又は工程表の内容を実現する上で必要であると市長が認める農業者若しくは当該農業者の組織する団体(以下「補助対象者」という。)

(2) (略)

(帳簿及び書類の備え付け)

第23条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 (略)

(昭和55年法律第65号)第12条第1項の規定に基づき農業経営改善計画の認定を受けた者。)又は認定就農者(同法第14条の4第1項の認定を受けた者をいう。)に限るものとする。

(1) 適切な人・農地プラン(人・農地

問題解決加速化支援事業実施要綱の一部を改正する通知(平成31年4月1日付け30経営第3190号農林水産事務次官依命通知。)に定められた人・農地プランをいう)に位置付けられた中心経営体又は適切な人・農地プランの「今後の地域農業のあり方」に明記された内容を実現する上で必要であると市長が認める農業者若しくは当該農業者の組織する団体(以下「補助対象者」という。)

(2) (略)

(帳簿及び書類の備え付け)

第23条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない

2 (略)

3 第1項の帳簿及び書類並びに前項の財産管理台帳は、補助事業者にあつては、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から整備施設等の処分制限期間まで、基金協会にあつては、国の実施要綱別記2 IIの第1の3の(2)の追加的信用供与事業において保証が付された融資に係る全ての保証業務が終了(保証債務の償還、求償権の回収または償却が終了した時点をいう。)するまで、保存しなければならない。

3 第1項の帳簿及び書類並びに前項の財産管理台帳は、補助事業者にあつては、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から整備施設等の処分制限期間まで、基金協会にあつては、国の実施要綱別記2第1の3の(2)の追加的信用供与事業において保証が付された融資に係る全ての保証業務が終了(保証債務の償還、求償権の回収または償却が終了した時点をいう。)するまで、保存しなければならない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(商工農水部農水振興課)